

滋賀県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例案について

1 趣旨

滋賀県産業廃棄物税条例（平成 15 年滋賀県条例第 6 号。以下「条例」という。）付則第 3 項の規定に基づく見直しの検討の結果を踏まえて、条例の一部を改正しようとするもの。

2 概要

5 年以内を目途として、課税方式や使途事業の見直しの検討等を行うため、現行制度を継続することとし、検討規定を改正する。（付則第 3 項関係）

<制度概要>

課税方式	申告納付					
課税客体	県内中間処理施設または県内最終処分場への産業廃棄物の搬入					
税収の使途	産業廃棄物の発生抑制および再生利用その他適正な処理に係る施策に要する費用					
課税標準	産業廃棄物の搬入重量（t）					
納税義務者	排出事業者					
税率	1 tにつき 1,000円					
課税免除	・ 認定再生施設（リサイクル施設）への搬入 ・ 他の課税団体との二重負担調整 等					
免税点	1 事業所あたり 年間500 t					
税収推移		令和元年度 （決算）	令和2年度 （決算）	令和3年度 （決算）	令和4年度 （決算）	令和5年度 （見込）
	税収	31,510千円	31,492千円	46,219千円	50,523千円	56,605千円
	課税件数	26件	22件	29件	29件	32件

3 施行期日

公布日

滋賀県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県産業廃棄物税条例（平成 15 年滋賀県条例第 6 号）付則第 3 項には、平成 31 年の改正後 5 年を目途として、同条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは同条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとして規定されており、この規定に基づき所要の検討を行った結果を踏まえて、現行制度を継続し、今後 5 年を目途として再度検討を行うこととするため、同条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) この条例の施行後 5 年を目途として、滋賀県産業廃棄物税条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとします。（付則関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県産業廃棄物税条例新旧対照表

旧	新
本則 省略 付 則 1・2 省略 3 知事は、滋賀県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（<u>平成31年滋賀県条例第19号</u>）の施行後5年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。	本則 省略 付 則 1・2 省略 3 知事は、滋賀県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（<u>令和6年滋賀県条例第 号</u>）の施行後5年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。